

令和 6 年 7 月 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会
委員長 松浦 弘

意 見 書

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 30 条第 2 項の規定に基づく地方独立行政法人福岡市立病院機構に係る当評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

第 4 期中期目標期間の終了時に見込まれる同期間の業務実績について、全体として中期目標を達成する見込みである。

引き続き、福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与するという定款に定める目的の達成に取り組まれない。